

広島県手数料条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十七年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十二号

#### 広島県手数料条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

一 条例別表政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下この項において「法」という。)の項に規定するそれぞれの手数料	写しの交付の時
二 条例別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項に規定するそれぞれの手数料	一般旅券の受領の時
三 条例別表動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五五号。以下この項において「法」という。)の項に規定する犬又は猫の引取り手数料	犬又は猫を引き取る時

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第二条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び手数料条例別表の構造計算適合性判定対象建築物の用途」を削る。

第七条の二を削る。

第八条第一項中「又は中間検査申請手数料を」を「、中間検査申請手数料又は構造計算適合性判定手数料を」に改め、同項第一号中「又は中間検査申請」を「、中間検査申請又は構造計算適合性判定申請」に改め、同項第二号中「次号及び第四号」を「次号、第四号及び第五号」に改め、同項第五号中「前三号」を「前四号」に、「次号及び第四号」を「次号、第四号及び第五号」に、「第三号及び第四号」を「第三号、第四号及び第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 被災後の建築等をする場合で、り災後六月以内に構造計算適合性判定申請をするものにあつては、手数料条例別表第二欄の事務の区分に応じ、それぞれ同表第四欄に規定する額の二分の一の額を減額する。当該構造計算適合性判定申請により構造計算適合性判定を受けた建築物等について、その計画を変更し、り災後六月を超えて構造計算適合性判定申請をする場合も、同様とする。

第八条第二項中「第五号まで」を「第六号まで」に改める。

第八条第三項中「特定工程工事終了通知」と、「確認を」を「特定工程工事終了通知」と、「構造計算適合性判定申請」とあるのは「構造計算適合性判定を求める通知」

と、「確認を」に、「通知書」を「通知書（構造計算適合性判定を求める通知にあつては、申請書）」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第三条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同項に規定する構造計算適合性判定対象建築物の用途」を削る。

第七条を削る。

（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則）

第四条 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請及び手数料に関する規則（平成二十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同項に規定する構造計算適合性判定対象建築物の用途」を削る。

第五条を削る。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料に関する規則の廃止）  
第五条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係手数料に関する規則（平成二十一年広島県規則第十五号）は、廃止する。

#### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 公布の日前に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた構造計算適合性判定対象建築物に係る構造計算適合性判定手数料の徴収時期については、第一条の規定による改正後の広島県手数料条例施行規則第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。